

台湾著作権法上における編集著作物— 「選択」及び「配列」における「創作性」

台湾大学法学博士後期課程 白江 泰人



要 約

日本と台湾は歴史的及び地理的に深い関係にある。それは法律面においても同様のことが言える。台湾では法改正の際、アメリカ法のみならず、日本法等も参考にしている。それは著作権法においても同じである。台湾著作権法では日本著作権法に類似した部分以外に、アメリカ法を参考にしフェアユース規定を導入している。日本著作権法に類似した部分の一つに編集著作物の規定がある。日本著作権法における編集著作物の要件は素材の「選択」又は「配列」と規定されている。一方台湾では、資料の「選択」及び「配列」と規定されている。また「創作性」においても条文上は創作性と規定されているにも関わらず、検討時にはオリジナル性の用語が使用されるなど、日本とは似て異なる規定を有している。本稿ではそのような台湾著作権法における編集著作物の各要件を検討していき、台湾著作権法を理解する一助としたい。

目次

1. はじめに
2. 台湾著作権法概要
3. 台湾の編集著作物とデータベースの著作物（台湾著作権法第7条1項）
 - (1) 資料
 - (2) 「選択」及び「配列」
 - (3) 「創作性」
4. 編集著作に関する判例
 - (1) 不動産の取引情報事件（智慧財産法院97年度民著訴字第21号民事判決）
 - (2) 印刷物価格表事件（智慧財産法院108年民著訴字第58号民事判決）
5. 終わりに

1. はじめに

台湾の面積は日本の九州とほぼ同じ（36,197平方キロメートル）、人口は2,360万人（2019年末）⁽¹⁾で、日本とフィリピンの間に位置している⁽²⁾。日本と台湾は歴史上において関係があるのみならず、現在も年ベースの輸出入総額において毎年5番目以内に入る貿易相手⁽³⁾であり経済上においても重要な関係にある。また、人材交流も盛んであり、日本と外交関係の無い台湾との間の実務レベルでの交流関係を維持するため設置されている公益財団法人日本台湾交流協会においても青少年交流事業や日台知的交流事業など様々な交流事業

を実施している。さらに日本と台湾両国の親善、貿易、経済合作の発展に寄与することを目的に設立された台北市日本工商会においても台湾の日本企業向けに知的財産講座も開催されており、日台間の交流が非常に盛んであることが伺える。

このように日本と深い関係を有する台湾においては、日本の様々な影響を受けており、法律に関しても日本法を参考した法改正も行われている。それと同時にアメリカ法の影響も受けており、その結果、非常に興味深い条文の構成をしていることがある。台湾著作権法もその一例であり、日本法の影響を受けつつも、アメリカ法のフェアユース規定を導入している。現行の「編集著作物」についても条文改正に際し、アメリカ、日本及び韓国等を参考にしている⁽⁴⁾。台湾著作権法上の編集著作物は日本の編集著作物に関する「選択」又は「配列」の規定と異なり、「選択」及び「配列」と規定されている。そして「創作性」に関しても検討時には「オリジナル性」の用語が使用されているなど日本とは似て異なるものになっている。

本稿ではそのように日本法に類似した条文を有する台湾著作権法上の「編集著作物」に関し、各要件を整理していくとともに問題点を検討する。

2. 台湾著作権法概要

1895年に日本が台湾を統治した後、大日本帝国議

会は翌年の1896年3月31日に法律第六十三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」、通称「六三法」を公布した。「六三法」とは内地法律の台湾施行を原則停止し、一方で法律の勅令による台湾施行（第5条）と台湾総督へ形式上無制限の立法権の委任（律令制定権）を定めたもの（第1条）であり、結果として台湾での立法は、（一）内地法律の直接施行、（二）内地法律の勅令による施行、（三）律令の三形式がありうることとなった⁽⁶⁾。

1899年日本において著作権法が交付された後、同年6月22日台湾において第301号勅令がなされ、著作権法が公布された⁽⁶⁾。その後は日本の改正に伴い台湾においても改正されることとなった。1945年中華民国が台湾を接収した後、1928年5月14日に中華民国が制定公布した著作権法が適用されることになった。当時の著作権法は全部で40条からなるものであった⁽⁷⁾。ちなみにではあるが、民法に関しては1923年台湾において日本の大陸法の民法が施行されており、1945年当時中国大陸にあった中華民国が台湾を接収した後、1929年から1930年の間に制定された大陸法の民法を台湾にて施行した⁽⁸⁾。

その後修正が繰り返され、1985年7月10日修正では著作権登録保護主義を廃止し、創作保護主義が採用された。1999年には知的財産権保護を強化する施策の一環として、「知的財産局」（Taiwan Intellectual Property Office/TIPO）が新設され、知的財産局が著作権も管轄することになった。2002年1月1日にはWTOに加盟し、その結果、台湾において外国人も等しく著作権による保護を受けられることになった。

2020年現在においては環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）加入を目指して違法デジタル複製、散布権等の規定の部分改正をすべく検討が繰り返されている⁽⁹⁾。

3. 台湾の編集著作物とデータベースの著作物 （台湾著作権法第7条第1項）

台湾の編集著作物は台湾著作権法第7条第1項に規定されている。同条によれば編集著作物とは「資料の選択及び配列に創作性を有するものは編集著作物であり、独立した著作物として保護を受ける（筆者翻訳）」とされている。注目すべきは、上述の通り、日本著作権法第12条の編集著作物には「選択」又は「配列」によって「創作性」を有するものは編集著作物となる

と規定されているのに対し、台湾著作権法第7条第1項規定の編集著作物は資料の「選択」及び「配列」の両方を備えている事が必要であり、その「選択」及び「配列」の両方に「創作性」を有することが必要であり、それを以て編集著作物になるのである。つまり、「選択」がなければ、当然に「配列」を考慮するまでもなく、編集著作物には成り得ないのである。仮に「選択」のみを有し「配列」を有さない場合、またはたとえ「選択」及び「配列」を有しても、その「選択」または「配列」中のいずれかに「創作性」を備えていない場合、編集著作物には成り得ないのである⁽¹⁰⁾。ちなみに2016年の著作権法改正草案⁽¹¹⁾においては、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）第5条、アメリカ著作権法第101条、日本著作権法第12条等規定を参考に「選択」及び「配列」を「選択」または「配列」に改正しようとしたが、現在未だに成立には至っていない。

また台湾は日本著作権法第12条の2第1項のようにデータベースについて特別な立法保護を行なっておらず⁽¹²⁾、データベースが資料の選択及び編集配列につき創作性を有する場合、編集対象となった資料が、他人が著作権を有する著作物であるか否かを問わず、著作権法第7条第1項の規定により、「編集著作物」として保護を受けることができる⁽¹³⁾。つまり「編集著作物」も「データベースの著作物」も同様に7条第1項の規定に基づき保護を受けることになる。

「創作性」とは学説及び実務の見解によれば1. オリジナル性（独立の創作）を有すること2. 人類精神上の創作であること3. 一定の表現形式を有していること4. 作者の個別性の表現がされていることの要件を充足することが必要とされている⁽¹⁴⁾。

これだけを見ると台湾著作権法上の編集著作物の要件は日本より厳しいように考えられる。次に各要件を検討していくことにする。

（1）資料

台湾著作権法7条第1項に規定の「資料」とは、「著作物」に限らず「非著作物」の「資料」を含むとされている⁽¹⁵⁾。そして保護されるのは「資料」の創作性を有する選択及び配列が表現されている部分であり、「資料」そのものではない。修正前（旧台湾著作権法第3条第1項10号）は「資料」ではなく「2種類以上の文字、言語著作またはその翻訳」と規定されて

おり、1992年「資料」に修正された。修正により、目録、百科辞典及びデータベース等も同法1項の規定に当てはまる場合には編集著作物として保護される⁽¹⁶⁾としている。

「資料」が著作物でなくてもいいことは、台湾知的財産局の行政解釈（經濟部知的財産局94年09月27日知著字第09400079470号）に「新聞マイクロフィルム資料を新たに入力、編集、整理してデジタル化したデータベースを作成した場合、仮にその資料の選択及び配列が創作性を有するときは、その収録された資料が「著作」であるか否かにかかわらず、本法の規定に基づき「編集著作」として保護される。ただし、大量の資料を収集し新たに入力し、整理したのみで、その選択又は配列が創作性を有さないときは、編集著作には該当しない」と説明されていることから分かる。そしてデータベースの「資料」に関する経済部智慧財産局民国94年04月15日智著字第940415号電子メールの行政解釈にて、「データベース」は、その資料の選択及び配列において創作性を有するときは、その収録されている資料が「著作」か否かにかかわらず、著作権法の規定に基づき、「編集著作」として保護される。大量の資料を収集し資料に選択、配列が加えていない電子データベースは、著作権法で保護される著作権の対象にならないとされていることから、データベースの「資料」においても「非著作物」で良いことが分かる。

また「資料」の範囲に関しては、台湾の電話帳に関する台湾の内政部の行政解釈⁽¹⁷⁾によれば「電話帳」に掲載の資料は一般人が通常使用する選択及び配列の方法を採用しており創作性を有さないとおるよう、電話帳に含まれるものは資料の範囲に属することが分かる。さらに台湾最高裁判決⁽¹⁸⁾によれば、車両の生産国に基づき配列し、さらに各車両の系列及びエンジンの大きさに基づき配列し、毎資料に車型番号、気筒、型式と各年の価格ごとに配列したこれら資料は車両の最も基本資料であり、その配列の方法は、車両情報に関しよく見られるものであり、独特の創作性を有しないとある。これによって「資料」の範囲は会社の基本資料を含むことが分かる。

以上によれば「資料」とは著作物でなくてもよく、さらにかなり広い範囲で認められていることがわかる。また同条2項の規定⁽¹⁹⁾により、仮に「資料」が著作物であり、収容編集された「著作物」と「編集著

作物」自身においては、独立に著作権があり、相互に影響することはない。

(2) 「選択」及び「配列」

上記の通り、日本の編集著作物と異なるのが、「選択」及び「配列」の部分である。確かに「選択」及び「配列」に関し、厳格に両者を備えた場合のみ保護を受けるということはなく、そのうちの1つに創作性があればいいという考えもある⁽²⁰⁾。しかし2016年に「及び」を「又は」に改正する草案が提出されたが、2020年現在においても改正されていない現状を鑑みればやはり、「選択」及び「配列」の要件が必要であることがわかる。また、台湾実務の通説においても「選択」及び「配列」の両方にオリジナル性を有する場合、保護を受けることができる⁽²¹⁾とされている。

判例においても、「選択」及び「配列」の両方が判断されている。智慧財産法院97年度民著訴字第21號民事判決では資料の配列について、一般不動産取引過程の全てを印刷しており、ありふれた配列方法であるため、その資料の選択上創作性を有しないとされている。さらに、臺灣高等法院臺南分院91年度上易字第1136號刑事判決においてもABSプラスチックの特性、使用許可の範囲、その他材質の比較を編集して比較表にしており、当該比較表は異なる者が選択した項目、アレンジした欄及び順序は、盗作していない状況下において、完成結果はそれぞれ異なるため、その表現方法において制限はない。当該文献資料とその他材質の差異を目立たせることができれば、当該資料の選択及び配列に一定程度の創作性を有しているとされている。また、臺灣士林地方法院90年度自字第276號刑事判決においても編集者がデータベースを制作したとき資料の配列が創作性を有するが、しかしその資料の選択には創造性がなく、台湾著作権法という編集著作物とは認められないとされている。そしてこの「選択」及び「配列」において創作性が必要であり、編集著作物の各「資料」内容自身に一定の加工または付加価値が加えられていたとしても、著作権法第7条第1項に規定する配列に該当するものではないとされている⁽²²⁾。

このように「選択」及び「配列」においては実務、判例等においても「選択」及び「配列」が必要であり、一方のみでは編集著作物と認められない。

(3) 「創作性」

台湾著作権法7条第1項には「創作性」と規定されている。しかし、台湾の一般著作権保護の要件に関する討論時においては「オリジナル性 (originality)⁽²³⁾」の用語が使用されている。これに関し台湾国内の学者及び実務は「創作性」と「オリジナル性」の概念は同様とされている⁽²⁴⁾。編集著作物の「オリジナル性」には1. オリジナル性 (独立の創作) を有すること 2. 人類精神上の創作であること 3. 一定の表現形式を有していること 4. 作者の個別性が表現されていることが必要とされている。オリジナル性を有するとは、作者が他人の著作物を盗作しないで自身で独立創作したものをいう。著作権法上のオリジナル性は特許法上の新規性とは異なり、新規性の程度に達することを必要としない。たとえすでにある他人の著作物と同一又は類似の著作物であっても、創作者が知らず又は当該他人の著作物に未接触である場合にはオリジナル性の認定を妨げない⁽²⁵⁾とされている。人類精神上の創作であるとは、著作権法が人類の創作精神を保護並びに奨励していることから、人類でなくコンピューター又は機器が自動に創作したものは人類の精神活動と作用が欠如しており、著作権法上の保護客体にはならない⁽²⁶⁾とされている。一定の表現形式を有していることとはその著作の内容を人類が感じ取れる事が必要であり、頭の中の思考または概念等、表現されていないものは保護を受けることができない⁽²⁷⁾。編集著作物において作者の個別性が表現されている、つまり創作性を有しているとは通常は特定の基準、方法又は原則を以て表現され、資料に選択又は配列が加えられていることをいう。仮に当該標準、方法又は原則に基づき極めて簡単に機械的である場合、例えば母音順、数字、画数に基づき配列し、数人の異なる作者が同様の基準、方法又は原則に基づき選択または配列の結果が同じで、異なる作者の異なる個別性が表現されていない場合、創作性を有しているとは認められない^{(28) (29)}。

台湾著作権法における「創作性」と「オリジナル性」に関しては学説上は以下の3つの点に置いて異なるとされている。

(一)「創作」とは著作保護要件の上位概念であり、アメリカ著作権法の著作保護の上位概念である「オリジナル」とは異なる。台湾著作権法において「オリジナル」とは「創作」の下位概念であり、「オリジナル」とは独立の創作を指す。独立の創作以外に作者の個別

性が表現されることを必要とされることもある⁽³⁰⁾。

(二)「オリジナル性」とは著作保護の基本要件であり、「独立の創作性 (independent creation)」及び「創作性」を含む。「独立の創作性」は創作者の独立創作を指し、他人の著作物を盗作していないもの、「創作性」は人類精神活動の最低創意の程度を含むものを指す。言い換えれば「オリジナル性」は上位概念であり、「独立の創作」及び「創作性」は下位概念である。台湾国内では台湾最高裁九十年台上字第二九四五号刑事判決において採用されている⁽³¹⁾。その後も、97年度台上字第1587号刑事判決、104年度台上字第1251号民事判決で使用されている。

(三)「広義のオリジナル性」は上位概念であり、「狭義のオリジナル性」及び「創作性」を含む。「狭義のオリジナル性」は作者の独自性かつ他人の著作物を盗用していないことを指す。さらに「創作性」は相当程度の精神作用を有することが必要であり、作者の個性及び独特性が表現されている事をもって十分である⁽³²⁾。当該学説は、智慧財産法院102年度民著上字第21号民事判決にて使用されている。

台湾著作権法第7条第1項編集著作物の「創作性」の用語、概念と前述(二)及び(三)の分類中の、下位概念の「創作性」は異なる。同条の「創作性」概念は著作権法上一般保護要件中の上位概念であり、一般的には「オリジナル性」または「広義のオリジナル性」である⁽³³⁾。

実際の裁判において編集著作物の創作性の高度の程度に関しては一致していない。編集著作物の創作性の高度の程度に関しては大きく3つに分けることができる。

1つ目は編集者の精神作用が相当の程度に達していることが必要で、この程度が作者の個性及び独特性を表現していることを以て、オリジナル性を有しており、仮に当該精神作用の程度は非常に低く、他人に作者の個性を認識させることができないものは、保護されない。

2つ目は資料の選択及び配列において作者の思想上又は感情上の表示又は表現が一定程度の独特性及び個性を有していること。

3つ目は最小限度の創意性 (minimal requirement of creativity) さらに作者の個性又は独特性の表現があれば十分とされている⁽³⁴⁾。

また、最高法院104年度台上字第1139号民事判決においては、著作権法第7条第1項の規定に基づき、

資料の選択及び配列に創作性を有したものは編集著作物であり、独立して著作権の保護を受ける。編集著作物は、資料の選択及び配列に、一定程度の創意及び作者の個性が表現されていれば十分である。資料の選択において、仮に編集者が衡量、判断を以て、非機械式で選択取得したものは通常、創作性が表現されているとされる。

また創作性の高度の程度以前の問題、言い換えれば創作性のないものとして「業界においてありふれたもの」⁽³⁵⁾、「選択の可能性がないもの」⁽³⁶⁾は創作性がないとされている。

以上より、台湾著作権法第7条第1項の「創作性」に関し「オリジナル性」の用語、概念が使用されており、少なくとも「業界においてありふれたもの」「選択の可能性がないもの」でなければ、かなり広い範囲で認められるものであると考えられる。

4. 編集著作に関する判例

以下に台湾の編集著作に関する判例を紹介する。1つ目は台湾の不動産会社が制作する不動産の取引情報に関する資料について編集著作物が認められるか否かの判断がなされた「不動産の取引情報事件」、2つ目は台湾の印刷会社が作成した印刷価格表が編集著作物に該当するか否かの判断がなされた「印刷物価格表事件」である。

(1) 不動産の取引情報事件（智慧財産法院 97 年度民著訴字第 21 號民事判決）

(一) 事案の概要

原告「地王不動産投資コンサルタント株式会社（地王不動産投資顧問股份有限公司）」は工業用不動産の仲介者を営んでいる。原告は 2008 年初めに不動産取引上において重要な知識及び台北県（現新北市）にて取引が盛んである再開発地区情報を、自身のウェブサイトにて「不動産取引過程」、「台北県再開発地区」コンテンツとして公開している。被告「好城市不動産会社（好城市不動産經紀有限公司）」は自身のウェブサイトにて原告の「不動産取引過程」「台北県再開発地区」のコンテンツを公開している。原告は自身の「不動産取引過程」「台北県再開発地区」の内容は編集著作物であり、被告が原告編集著作物を侵害しているとし、台湾著作権法第 88 条第 1 項、第 3 項に基づき 100 万台湾ドルを請求した事案である。

(二) 判旨

原告ウェブページの「不動産取引過程」部分において、一般的に不動産取引過程の説明は一般民衆のウェブサイト及びブログ等によく見られ、原告の「不動産取引過程」は一般不動産取引情報であり重要な創作の資料ではない。また原告の不動産取引過程のグラフも見慣れた不動産取引過程をグラフ化、整理したもので、資料の配列は一般不動産取引過程を全て出力したものであり、その資料の配列は非常にありふれた配列方法で、資料の選択において創作性を有していない。仮に原告の「不動産取引過程」上の配列が特別であったとしても、それは一般取引過程の普通の配列であり、一定程度の創作水準があるとは認めがたく、資料の選択及び配列について編集著作物の要件を充足しておらず、著作権法上の保護を受けることはできない。

そしてそのようなありふれた不動産取引過程を保護すれば一般民衆が使用できなくなり、かえって不公平な結果を招く結果となる。そしてそれは著作権法の目的にも反することにもなる。

以上より甲の「不動産取引過程」、「台北県再開発地区」資料は編集著作物に該当せず乙の行為について検討する必要はない。

(三) 考察

原告の「不動産取引過程」等における配列の創作性について、取引過程を全て印刷したのみで一定程度の創作水準があるとは認めがたいとしている。つまり、ありのまま全てを印刷しただけでは配列のみならず、選択においても創作性がなく、さらに「各業界」のみならず、一般民衆においてもよく知られるものであるとし、創作性の高度の程度を判断する以前に、創作性がないものに該当するとして、創作性を否定している。そしてそのようなものを著作権法として保護した場合、かえって一般民衆に不公平な競争を結果招くことになるとし編集著作物の保護と規制のバランスも提示している。

(2) 印刷物価格表事件（智慧財産法院 108 年民著訴字第 58 號民事判決）

(一) 事案の概要

原告「健豪印刷事業株式会社（健豪印刷事業股份有限公司）」は印刷会社を営みデジタルシール等を販売しているとともに自身の顧客に、規格、材質、数量

ごとに異なる価格が記載された「デジタルシール価格表」を配布している。被告「良偉特殊印刷会社（良偉特殊印刷社）」は印刷会社を経営しており、原告と協力関係にあったが2017年から原告との契約に違反し、原告の顧客を奪うために原告の顧客に「価格表」を発送している。原告は被告が「価格表」のデジタルロールステッカー注意事項、デジタルシールお知らせ一製図、送稿注意事項部分の言語著作及び原告「デジタルシール価格表」の編集著作の複製権及び翻案権を侵害しているとともに、被告が別途経営している「智慧森林デジタル株式会社（智慧森林數位有限公司）」のウェブサイトに掲載されている価格表が、原告の価格表と酷似しており原告編集著作物の複製権、翻案権、公衆送信権を侵害しているとして著作権法及び民法に基づく損害賠償を求めた事案である。

（二） 判旨

原告のデジタルロールステッカー注意事項、デジタルシールお知らせ一製図、送稿注意事項について、一定程度の精神作用が現れており、作者の個性及び独特性が表現されており、言語著作物の保護要件を充足している。

編集著作物にはオリジナル性を有していることが必要であり、オリジナル性とは特許法に定める発明、実用新案、意匠等において要求されるオリジナル性（すなわち新規性）のように高いものではなく、完全な独創が必要なものではない。他人の作品と酷似または類似するものであっても、両者の間に模倣または盗用の関係がなく、精神作用が一定の程度に達したもので、作者の個性及び独特性が表現されていれば十分である。しかし精神作用の程度が低く、作者の個性が認識できないものは保護の必要はない。原告の「デジタルシール価格表」については、欄に材質を表示し、列に数量、造形及び寸法を表示し、欄と列が交差する部分に「価格」を記入し、このように交差する部分に記載する配列方法は各業界の価格表においてよく見られるものであり、作者の思想上又は感情上一定程度の独特性および個性は表現表示されていない。

以上より原告の言語著作物に基づく請求を認め、120万新台湾ドルの支払を命じる。一方、原告の「デジタルシール価格表」は編集著作物に該当せず、原告の編集著作物に基づく被告への請求は棄却する。

（三） 考察

裁判所は編集著作物のオリジナル性について他人の作品と酷似または類似するものであっても、両者の間に模倣または盗用の関係がなく、精神作用が一定の程度に達したもので、作者の個性及び独特性が表現されていれば十分である。しかし精神作用の程度が低く、作者の個性が認識できないものは保護の必要はないとして編集著作物の創作性の高度の程度判断基準を示している。その上で原告の価格表は各業界で見られるもので独特性が表現されていないとし、オリジナル性を否定している。前記判決と同様に創作性がないとして創作性を直接否定する方法を使用している。一方で、今後このように価格表を例えばエクセル等にて作成する場合には盗用の関係がなく、作者の個性及び独特性が表現されていれば十分とはいえ、各業界でよくみられるものではないものに該当する必要がある、結局は分野によってはかなりのオリジナル性の高度性が要求されるものと思われる。

5. 終わりに

台湾著作権法上の編集著作物における「資料」はかなり広い範囲で認められる。一方で「選択」及び「配列」についてであるが、上述の電話帳の編集著作物に関する行政解釈やその他判例より分かるように「選択」及び「配列」の両方に創作性が必要である。この点を見れば、日本の編集著作物と比べ認められる要件が厳しいと思われる。一方の「創作性」に関しては「オリジナル性」の用語が検討時等に使用されるため誤解を招く可能性があるので注意が必要がある。そして判例を見る限り、編集著作物「創作性」の高度の程度は非常に低いもので良いが、一方で実際には「ありふれたもの」で創作性がないものに該当するとし、直接創作性を否定して、編集著作物を認められないことが多いと思われる。

しかし、例えば漢字辞書や英和辞典等の業界において、索引方法等の配列に創作性があり、受験生にとって人気の辞書等があった場合でも、先行者の編集著作物として認められてしまえば後発者が規制されることになるような業界においては、索引の方法にはその業界では「ありふれたもの」ではない、言い換えれば創作性の高度はかなり高いものが必要とされる。また、仮に索引の方法に創作性が認められたとしても全ての漢字や英語を掲載しているとの理由をもって選択に創

作性がないとされうる可能性もある。

このように辞書の機能を果たす編集著作物、特にデータベースに関し、データベースは資料の完全性を追求するため資料選択においてオリジナル性がないと判断されることもあり、一方で使用者の習慣に合わせ、利用便性及び交換可能性、さらにそのロジックまたは体系的構造は標準化の方向に流れていくものと思われる⁽³⁷⁾。そうすれば、編集著作物とデータベースの著作物は同様の要件を有していることから辞書等のデータベースにおいては編集著作物と認められる可能性が非常に低いと思われる。

以上より台湾において辞書等の編集著作物、特にデータベースは日本に比べかなり厳格に制限されるものと思われる。今後の台湾の編集著作物の実務、判例の変化、データベースに関する条文の創設の有無、立ち消えになった修正案の動向等を引き続き検討していきたい。

(参考文献)

- (1) 日本貿易振興機構 (JETRO), 台湾基本情報, 一般的事項, 2020年06月16日, https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/basic_01.html, 最終アクセス2020年07月01日。
- (2) 中華民国外交部, 台湾のしおり2019 - 2020, 第3頁, 2020年06月24日。
- (3) 財務省, 最近の輸出入動向, 貿易相手先国上位10カ国の推移, <https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/y3.pdf>, 最終アクセス2020年07月01日。
- (4) 經濟部智慧財産局, 歷年著作權法規彙編專輯, 2010年05月, 第114頁。
- (5) 小金丸貴志, 日本統治初期の台湾における刑法適用問題—依用慣行の起源と総督府, 法院の対立—, 日本台湾学会報第十三号, 第1頁, 2011年05月。
- (6) 總督府, 法院檢察官任用ノ件, 著作權法, 遺失物法施行ノ件, 直營事業ニ屬スル隨意契約ノ件發布, 1899年06月22日。
- (7) 章忠信, 臺灣地區1949年後著作權法制之發展變遷, 中國法學會, 中國版權協會, 中國人民大學聯合主辦「中國著作權法律百年國際論壇」論文集掲載, 2010年10月14日。
- (8) 王泰升, 臺灣的繼受歐陸民法: 從經由日中兩國到自主採擇, 法令月刊68卷4期, 第2頁, 2017年04月。
- (9) 經濟部智慧財産局, 公告著作權法部分條文修正草案 (因應CPTPP), 2020年01月30日。 <https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-863663-d203d-1.html>, 最終アクセス2020年07月05日。
- (10) 章忠信, 著作權法逐條釋義, 第37頁, 2019年09月, 五南出版。
- (11) 經濟部智慧財産局, 公布著作權修正草案第四稿, 第18頁, 2016年4月13日。
- (12) 一般社団法人日本知的財産協会は著作権法改正草案 (第四稿) に対する意見として2016年5月13日台湾知的財産局に対し, 編集著作物の一形態として, 電子的に構成されたデータベースも含まれるよう定義の修正を意見の提言をしている。
- (13) 公益財団法人交流協会, 台湾模倣対策マニュアル, 第82頁, 2013年03月。 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2014/04/3803caf4cab76d1300387046ee5c2d06.pdf>。
- (14) 謝銘洋, 智慧財産權法, 第94頁, 2013年09月, 元照。
- (15) 章忠信, 著作權筆記「編輯著作」之保護, 2013年09月12日, <http://www.copyrightnote.org/ArticleContent.aspx?ID=9&aid=2605>, 最終アクセス2020年07月05日。
- (16) 馮震宇, 資料庫保護趨勢與侵害判斷架構芻議, 月旦法學雜誌第146期, 第127頁, 2007年07月。
- (17) 民國84年6月16日台(84)內著會發字第8410979號函釋。
- (18) 最高法院91年度台上字第940號民事判決。
- (19) 台湾著作権法第7条2項「編集著作物の保護は, を収容編集したその著作物の著作権には影響を与えない」。
- (20) 謝銘洋, 一整日之電視節目與廣告是否屬於編輯著作—評台灣高等法院八十七年度易上字第三三三八號刑事判決, 月旦法學雜誌第61期, 第159頁, 2000年06月。
- (21) 如最高法院99年度台上字第2314號民事判決, 91年度台上字第940號民事判決。
- (22) 黃銘傑, 資料庫著作原創性之所在及其侵權疑義, 法學新論第24期, 第51頁, 2010年07月。
- (23) 獨創性と翻訳する文献もあるが, 高度な独創を必要としないことから, 本文ではオリジナル性 (originality), 独立の創作性 (independent creation) とそれぞれ翻訳した。
- (24) 李治安, 論著作權法中編輯著作對資料庫之保護範圍, 月旦法學雜誌 (No.188), 第38頁, 2011年01月。
- (25) 前掲14, 第96頁 - 第97頁。
- (26) 前掲14, 第97頁。
- (27) 前掲14, 第98頁。
- (28) 前掲20にある通り謝銘洋教授は「選択」又は「配列」で良いとの学説をとっており, 本書籍でも「又は」で記載されている。
- (29) 前掲14, 第100頁。
- (30) 前掲14, 第95頁。
- (31) 前掲24, 第39頁。
- (32) 胡中璋, 編輯著作原創性及創作性之研究—以美國法及日本法為中心, 智慧財産局智慧財産權月刊VOL.21, 第30頁, 2016年11月。
- (33) 前掲24, 第40頁。
- (34) 前掲32, 第33頁。
- (35) 最高法院91年度台上字第940號民事判決。
- (36) 臺灣士林地方法院90年度自字第276號刑事判決。
- (37) 前掲22, 第57頁。

(原稿受領 2020.7.27)